

お知らせ



銃砲刀剣類に不安を感じたら…!



銃砲刀剣類所持等取締法第 29 条第 1 項の規定に基づく都道府県公安委員会に対する申出制度について

この制度により、猟銃・空気銃等の銃砲や刀剣類を持っている人が、

- 人に危害を加えるおそれがある
- 公共の安全を害するおそれがある
- 自殺をするおそれがある



と思われるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができるようになりました。

○ 受付窓口

愛媛県警察本部、警察署、交番、駐在所

○ 申出の方法

電話、口頭、メール、ファックス等方法を問いません。

○ 申出の対象

同居している人、近隣に住んでいる人、職場の同僚で、猟銃・空気銃等の銃砲や刀剣類を持っている人

○ 受理後の措置

申出事実の確認をするため必要な調査をして、適正に措置します。



伯方警察署

☎、FAX (0897) 72-0110